

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、認容すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、○○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和4年10月21日付けの返還金決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

本件処分の返還決定額における医療扶助の金額は、請求人が国民健康保険の被保険者であった場合の医療費の自己負担額と比較して過大である。医療費10割負担は裁量権の範囲を逸脱した違法があるものとされた令和2年6月8日付け東京高等裁判所判決に鑑み、衡平妥当な判断を望む。

請求人は、相続発生から訴訟を起こした旨を担当者に事前に報告し、裁判中、裁判終了・入金があるまで適宜報告していた。当該期間の受給申請は一切していない。それにもかかわらず、入金確認と保護受給辞退の申立てをしてからいきなり、本件処分で保護費の全額返還を請求された。相続発生を確認した時点で、全額（医療費10割負担を含む。）返還の説明がなかったことは、不作為、情報の隠蔽といえる。

担当者は、相続発生時に、制度の説明と受給申請の是非・意思を確認するべきであった。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 8月27日	諮問
令和6年12月 9日	審議（第95回第4部会）
令和7年 1月21日	審議（第96回第4部会）
令和7年 2月20日	審議（第97回第4部会）
令和7年 3月13日	審議（第98回第4部会）
令和7年 4月15日	審議（第99回第4部会）
令和7年 5月13日	審議（第100回第4部会）
令和7年 7月 9日	審議（第101回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法の定め

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。保護費は、保護基準により、法11

条1項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定される。

法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとしている。

(2) 次官通知

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・イ・(ア)は、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適當としないものほかは、全て認定することとし、同・(ウ)は、(ア)の収入を得るために必要な経費としてこれを受領するための交通費等を必要とする場合は、その実際必要額を認定することとしている。

(3) 課長通知

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）1・(1)は、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とし、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」としている。そして、控除を認めることができる場合の例示として、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合（当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合等）であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額」（以下「自立更生費」という。）を挙げている。

(4) 問答集

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-6（答）(2)は、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの（民法882条、896条）とされており、また、共同相続人は、協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずること（民法909条）とされていることから、法63条の規定に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分割手続により被保護者が相続することとなつた財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなるとしている。

(5) 次官通知及び課長通知等の位置付け

次官通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による法の処理基準である。また、課長通知は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものである。

2 本件処分についての検討

(1) 法63条の規定の適用について

法63条は、上記1(1)のとおり、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかにその受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない旨を定めている。

なお、同条は、返還額について「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において」と上限となる金額を定める一方、その算定方法を具体的に規定しておらず、「保護の実施機関の定める額」としているのは、本来受ける必要がなかった支給済みの保護費の全額を返還させることを原則としつつも、全額を返還させることが不可能又は不相

当である場合には、支給済みの保護費の範囲内において適切な返還額を定めることができるとする趣旨であると解される。

そして、法63条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産、収入の状況、地域の実情等を踏まえた個別具体的かつ技術的な判断を要するものであり、その決定については、保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきである。

(2) 本件における請求人の状況について

請求人は、保護費受給中の令和2年5月27日の相続開始のときから、亡母の財産に属した権利を承継していたことが認められるところ、亡母の相続財産に関しては、遺産分割協議に時間を要したため、請求人が本件遺産分割金及び本件相続代償金（以下「本件遺産分割金等」という。）を受領したのは令和4年7月19日となっている。

また、別紙「返還金額算定表」によれば、「支給済み保護費」のうち「医療扶助」の金額は、令和2年11月分は「229,450円」、同年12月分は「821,000円」と高額な金額となっており、また、令和5年4月17日付け反論書において「令和2年11月の229,450円と12月821,000円は明らかに〇〇手術に係る検査入院と本手術入院の費用であるとの記載があることからすれば、請求人は、当該期間に通常の通院ではなく、医療機関に入院するなどの状況にあったことが推認される。

(3) 審査会の判断

現行法によれば、生活保護の被保護者は医療保険の被保険者とはなり得ないとされていることから、国民健康保険の被保険者から除外されており、医療扶助として医療費10割負担分を取得していたという前提のもとで、将来医療費全額の返還を求められることは一般に起これ得る状況にある。また、国民健康保険の被保険者であれば保険給付の対象となる医療費の負担は自己負担割合を限度とされており、高額療養費の支給によりその負担が更に軽減されているところ、法律上、被保護者にあっては、国民健康保険の被保険者から除外されているため、高額療養費による負担軽減は適用されない。

そこで、本件についてみると、上記(2)のとおり、請求人は、生活保護受給中に相続人となる地位が生じたものの、遺産分割協議の長期化により、被相続人の死亡時から相当期間にわたって多額の医療扶助を受けており、かつ、令和2年11月及び12月頃には、不可抗力による入院を余儀なくされ、高額な医療費を負担せざるを得ないという状況にあったことが認められる。

上記の状況に鑑みれば、本件は、請求人について配慮すべき特段の事情があるというべきであり、処分庁は、通達等を画一的に適用するのではなく、法63条の趣旨に照らして、本件処分に至る経緯、請求額、請求人の資産や収入の状況、他の社会保障制度を適用した場合の帰結との均衡等諸般の事情を総合的に考慮した上で判断を行い、妥当かつ合理的な返還額を決定すべきである。

しかしながら、本件では、処分庁においては、請求人に対して保護費の全額の返還を求めるに当たり、予想外の不利益を与え、衡平に反する過大な措置となっていないか、法の趣旨目的に反する結果となっていないかなどの点について、慎重な検討を行った形跡は見受けられない。

以上のことから、かかる処分庁の判断は、返還額の決定において考慮すべき事情を考慮していないといわざるを得ず、本件処分は取消しを免れない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

原道子、井上裕明、横田明美

別紙（略）